

令和6・7年度大館市入札参加資格審査申請（業者登録申請） に関する留意事項

大館市契約検査課

令和6・7年度大館市入札参加資格審査申請（業者登録申請）に当たっては、次の事項に十分ご留意くださるようお願いいたします。

大館市では、令和6年度中の電子契約の導入に向け準備を進めています。導入に伴い、様式も一部変更しておりますので、ご注意ください。詳細はP. 3「主な変更点」をご覧ください。

業者登録申請全般に関する留意事項

- (1) 今回初めて業者登録申請をするかたのほか、現在大館市の「令和4・5年度大館市有資格業者登録名簿」に登録されているかたで令和6年4月1日以降も引き続き登録を希望されるかたも手続きが必要です。
- (2) 申請書類は**大館市指定の様式を使用**してください。ただし、「大館市入札参加資格審査申請書」は、国や他の自治体の様式でも可としますが、宛名（大館市長宛）等の修正が必要です。また、大館市の様式に記載されている必要項目を満たしていなければ、受付できない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 様式類は契約検査課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、契約検査課窓口でも配布しています。
- (4) 登録申請に当たっては、4つの業務種別（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品調達、役務提供）のうち、登録を希望する業務や各業務の登録項目について、もれなく申請手続きをしてくださるようお願いします。

《注意》

次のような場合は、「有資格業者登録名簿」に登録されませんのでご注意ください。

- ・ 提出様式の「大館市入札参加資格審査申請書」の希望する業務種別に「☒」印を記入し忘れた場合
 - ・ 登録を希望する業種が複数ある場合で、そのうちの一部の業種について登録申請手続きを忘れた場合（手続きを忘れた一部の業務については登録されません。）
 - ・ 登録を希望する業務種別について「業態調書」の登録項目欄に「○」印を記入し忘れた場合（「○」印の記入がない項目については登録されません。）
 - ・ 登録申請時の不足書類等を指定期日までに提出しなかった場合
- (5) 登録申請については、大館市入札参加資格審査申請の手引き等をよく読み、内容を確認してください。

不明な点がございましたら、契約検査課までお問い合わせください。

「建設工事」の登録に関する留意事項

手引 P. 3

- 1 各工種の登録要件について
 - (1) 経営事項審査の総合評定値が500未満（舗装工事の場合は600未満）の工種については、登録できません。
 - (2) 経営事項審査の総合評定値通知書において、2年平均又は3年平均の完成工事高が「0（無）」である工種については、登録できません。
 - (3) 舗装工事への登録について、1級又は2級舗装施工管理技術者が1人以上在籍していることを要件として追加します。
- 2 「建設工事」に登録されるかたは「役務提供」の小規模修繕等には登録できません（小規模修繕等は、建設工事業者として登録できないかたのための登録項目です）。
- 3 発注者別評価について
市内業者として「建設工事」に業者登録申請するかたは、「発注者別評価申告書」を必ず提出してください。詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。
※ 発注者別評価とは、市発注工事工種別成績評定点や地域貢献活動の状況、社会的要請への対応状況を審査・評価する制度です。発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行います。
※ 評価の結果については、契約検査課ホームページで公表する予定です。
- 4 建設部水道課発注の「水道施設工事」の入札や見積合わせへの参加を希望するかたは、建設部水道課に別途申請手続が必要です。詳しくは、建設部水道課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大館市建設部水道課管理係

〒018-5792 大館市比内町扇田字新大堤下 93-6（比内総合支所 2 階）

電話 0186-43-7138 FAX 0186-55-1186

「測量及び建設コンサルタント等業務」の登録に関する留意事項

手引 P. 14

各登録項目の登録要件は、次のとおりとします。

測量業務	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条に基づく登録を受けていること。
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 5 条に基づく登録を受けていること。
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条に基づく登録を受けていること。

地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 5 条に基づく登録を受けていること。
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 5 条に基づく登録を受けていること。

「物品調達」の登録に関する留意事項

1 3 2 種類の登録項目がありますので、内容を十分確認のうえ登録してください。
登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。

手引 P. 15～

「役務提供」の登録に関する留意事項

「役務提供」の小規模修繕等に登録されるかたは「建設工事」には登録できません。
登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。

手引 P. 16～

主な変更点

- 申請は、電子メール（電子メールで提出できない場合は郵送）での受け付けとなります。大館市内のかたも同様に申請してください。
- 電子契約の導入に向けて、「入札参加資格審査申請書」及び「登録営業所等調書」にメールアドレス記載欄を追加しました。電子契約などの契約や入札に係る連絡・確認先のメールアドレスを記載してください。
※ 電子契約とは、電子化された契約書をクラウド（インターネット）上に置き、契約者双方が電子署名等を行うことで締結する契約です。詳しくは、別紙「電子契約の導入について」をご覧ください。
- 市内建設工事業者は、発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行います。詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。
- 有資格技術者の保有基準のうち、「舗装工事」の有資格技術者に、「1 級舗装施工管理技術者」「2 級舗装施工管理技術者」を追加しています。1 級又は 2 級舗装施工管理技術者が 1 人以上在籍していることが登録の要件となります。

手引 P. 24